戦略的事業承継の考え方と事例

第9回

業承継の前提となる 従業員リストラの手法と留意点

事業承継の前提として従業員のリストラを迫られる局面は多い。事業承継の形態や解 雇の方法により、適用される法律や必要な手続きが異なってくる。たとえ苦しい経営状 況にあっても、最大限退職者への配慮を行うことが欠かせない。

企業再建・承継コンサルタント協同組合 (CRC)

がそのまま雇いたくない場合

らめていた従業員を新経営者

旧経営者時代から長く

事例

もある。

業承継の必須条件となる場合

の余剰人員のリストラが事

経営再建とそのた

余剰人員を

務職の各数名のリストラが必 害ともなっている営業職と事 は長く勤めていて給与額も高 社長は年齢的限界を感じてお ぎりぎりの経営状態であった。 金融債務の返済も滞りがちで 50名程度のある建設会社は、 いと考えていた。そのために 今回、 息子に経営を引き継ぎた ある意味で会社経営の障 取り上げる従業員数

1

客観的に人員整理を行う

●整理解雇か退職勧奨

か

事業承継の前提としての

従業員のリストラ

択である。 理解雇によるリストラか、 しようとする場合、 職勧奨によるリストラかの選 しなければならないのは、 従業員の一定数をリストラ まず検討 退

って十分に説明したか。

員リストラを迫られる場合は

事業承継の前提として従業

求している。 (「整理解雇の4要件」) 事由のない解雇、つまり普通 労働者にその責めに帰すべき の理由による解雇であるため 所は次の4つの厳格な基準 の正当性を判断する際、 解雇の一種である。整理解雇 整理するための解雇、 整理解雇とは、 経営上 を要 裁判

【整理解雇の4要件】

2 業務上の必要性があるか。 よる整理解雇 なされたか。 解雇対象者の選定基準に 能性はないか。使用者に 他に整理解雇を回避する 回避の努力が

要と考えていた。

4 したか。労働者に誠意をも 合などと誠意をもって協議 合理性があるか。 解雇手続に関して労働 適用に妥当性があるか。 その基準

の短縮、 応じて、これらの実施もある 員整理の緊急性」など実態に どうかがが問われる。「経営 望退職の募集を行っているか 場合によっては一時帰休、 努力や最大限の労働時間短縮 整理解雇の前に、経費削減 望退職の募集等が考えられる。 時間外労働の中止、 危機の程度」や「企業規模」「人 、体的措置には、経費削 ②の「整理解雇を回避する」 一時帰休の実施、 労働時間 希 希

わってくる。 程度の努力で済むのか、 リストラを行う場合は、 実施が求められるのかは変 大企業で何千人という規模 全面

はり整理解雇という選択肢を

95 銀行実務 2015.12

00-00 連載CRC戦略.indd 95 15/11/13 11:25 中小零細企業の場合は、ぎりをく、たとえ1日でも業務停止・停滞を招けば倒産となりかねない。また、希望退職のかねない。また、希望退職の間に動揺が生まれ、その結果、中枢を担っている人材まで失ってしまうという事態も考えられる。そのため、事例にある会社では、退職勧奨によるリストラという道を選択した。

●退職強要と退職勧奨の違

退職勧奨は、労働者の退職 の意思表示を誘引する行為で、 使用者は自由に行うことがで きる。希望退職の募集と違い、 きることになるため、やり方 が社会的相当性から著しく逸 が社会的相当性から著しく逸

ばならない。
に退職強要とみなされる次の

1

会社の経営状況と一定の

取らざるを得ない。

しかし、

- 職を迫る。面談を執拗に何度も行い退
- PにRE Coll現金によってなど)で退職を迫る。 監禁状態(周りを取り囲む 監禁が長時間に及んだり、
- 字元保証人や近親者を介し で退職を迫る。

3

が適当である。 したがって、退職勧奨の面

- ① 面談に参加する会社の人② 面談に参加する会社の人30
- ③ 面談回数は2~3回程度

今回の事例の場合は、会社の面談では、社長が以下のような手順で話を進め、30分以うな手順で話を進め、30分以

人員削減の必要性を伝える。
② 「あなたに退職してもらいたいと会社は考えています」ということを辞めてもらいたい理由や一人ひとりの実情にも配慮してなるべく率直に言う。

する。と述べ、次回に会う約束をと述べ、次回に会う約束をと述べ、次回に会う約束を

主巻量の図答はいばなどを聴くことになる。は、従業員から検討した結果は、従業員から検討した結果

従業員の返答はさまざまで明日から出社しない分を充て明日から出社しない分を充ては、あったが、ある事務職からは、を辞めるのはやむを得ないという結論になりました。その代わり再就職先を決めるまでの間の失業給付をすぐもらえるよう手続して下さい。有給るよう手続して下さい。有給の残日数を使いたいので、体暇の残日数を使いたいので、

でください。」という条件付きでの退職受け入れがあった。 またある営業職は、多少プライドを傷つけられ開き直っ ていたという印象もあったが、 「会社に要らないと思われているのだから、潔く辞めます。」と一切の条件なしに退 職することになった。 このようにして退職勧奨による5名のリストラは完了し

●退職手続の際の留意点

た。

退職手続では、その後のトラブルを避けるために、退職ラブルを避けるために、退職のであまる。

① 「○月○日付で会社を退② 「退職にあたって会社は② 「退職にあたって会社は

2015.12 銀行実務

96

00-00 連載CRC戦略.indd 96

③「以上をもって互いに債権債務が存在しないことを権債務が存在しないことを確認する」
退職勧奨をスムーズに進める上で、可能であれば、一定る上で、可能であれば、一定をの上乗せ)を支払うことががターである。しかし、経営状況によってはそれさえも困難な場合がある。その場合でも、退職者にとって「明日からの生活」がまず頭に浮かぶらの生活」がまず頭に浮かぶらの生活」がまず頭に浮かぶらの生活」がまず頭に浮かぶらの生活」がまず頭に浮かぶる。その場合では最大限の生活への配慮を

(3) それ以上の金銭要求には (3) それ以上の金銭要求には 応じられない 員を引き継ぐのか、引き継が 員を引き継ぐのか、引き継が ないのかは、会社分割か事業 ないのかは、会社分割か事業

譲渡かによって法律の適用が 違ってくる。会社分割の場合 は、労働承継法によって自動 的に労働契約が承継されるが、 事業譲渡の場合は、従業員を 選択することができる。リス トラを考えるうえでの基礎知 トラを考えるうえでの基で

てほしいと思うが、参考にしなくないと思うが、参考にしなくないと思うが、参考にし

としては、次の内容をあらか

今回の事例の場合、会社側

すべきである。

との面談に臨み、苦しい経営じめ決定したうえで、従業員

状態の中でも最大限の配慮を

(CRC 鎌田 勝典)

行った。

2

有給休暇の残日数の充当

直ちに行うこと

社都合による退職」として

雇用保険の手続きは「会

97 銀行実務 2015.12